

information

# 消費者トラブル注意報



**消費生活センター (旧市庁舎2階)**  
 相談 日月～金曜日(祝日を除く)  
 相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分  
 相談専用電話 ☎2926-0999

## 【トラブルQ&A 31】

### ～解決できます！ 過量販売(次々販売)～

#### ◆相談します

半年前に小学3年生の息子のために学習教材を訪問販売で購入しました。復習も重要と説明され、2年生と3年生の算数と国語を40万円で購入しました。

先月、別の担当者が来て「今なら安くできる」と4年生から中学3年生までのセットを勧められました。

その時期になってからと断ったが、根負けし契約しました。すぐ使わないので、解約したいのですが。



#### ◆お答えします

今までは、クーリング・オフ期間(訪問販売は8日間)を過ぎると「ウソの勧誘を受けて契約した」「契約書やクーリング・オフに関する書類をもらっていない」など、勧誘方法や契約上の問題がなければ、どんなに過大な分量の契約をしても救済(無条件解除)することが難しい状況でしたが、法律が改正され、平成21年12月1日から「過量販売」の契約後1年以内であれば契約を無条件解除できることになりました。

#### ●「過量販売」とは次のような例が挙げられます。

- ①一回の契約で大量に販売…健康食品などを相当期間に使い切れないほど買わされたり、まとめて数年間の学習教材を契約させられたりするケース。
- ②同じ業者が何度も訪問…「前回よりいい商品が出た」などと、繰り返し契約させられるケース。
- ③違う業者が入り替わり訪問…床下工事をした後、関連業者やメンテナンス業者と名乗る業者が来て、いろいろな工事の契約をさせられるケース。

#### ●「過量販売による契約の無条件解除」は、業者の売り方によって解除できる契約が異なります。

- ①一回の契約で過量販売…契約の全部を解除できます。
- ②同じ業者が複数回の契約で過量販売…「著しく超えた」以降の契約について解除できます。
- ③同業他業者が次々と販売した結果の過量…後から契約した業者が「過量になること」または「すでに過量となっていること」を知りながら契約したものの解除できます。

### 労働保険料、一般拠出金の申告・納付

平成22年度の労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新および石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付は6月1日(火)から7月12日(月)までです。

申告書と納付書を作成し、金融機関で手続きを行ってください。

岡崎玉労働局労働保険徴収課  
 ☎048-6000-62003

### 指定給水装置工事事業者の指定等

指定 ▼(株)OFFICE WILD ONE(入間市野田152-1-1山一ビル1階☎2932-7785) ▼(有)高進設備工業(さいたま市桜区栄和2-10-9☎048-8955-4412)

住所・代表者変更 徳江工業(上) 新井4-79-19・代表取締役大塚義彦  
 住所変更 温井住設(株)(本庄市若泉1-11-30)

社名・住所・電話番号変更 (株)工ネテックコーポレーション(狭山市下奥富963-6☎2990)

0-6102/旧:エネテックコーポレーション)  
 水道部給水課  
 ☎2921-1082

### 下水道排水設備指定工事店の指定等

指定 (有)高進設備工業(さいたま市桜区栄和2-10-9☎048-855-4412)

住所変更 温井住設(株)(本庄市若泉1-11-30)

下水道維持課  
 ☎2998-9211

### 一般家庭のし尿くみ取り業務および手数料徴収業務の委託

委託期間 平成22年4月1日～23年3月31日  
 委託先 ▼加藤商事(株)(けやき台2-31-2/代表者・加藤博)

▼(株)タカヤマ(南永井37-9/代表者・斉藤吉信) ▼所沢共栄商事(有)(上安松278/代表者・永井俊行) ▼(有)伊藤清掃(小手指町4-8-7/代表者・並木繁) ▼本橋清掃(林1-46/代表者・本橋 晃)

◎仮設トイレ・事業所等のくみ取り業務は、従来どおり許可制です。  
 ◎資源循環推進課  
 ☎2998-9146

### 固定資産税(家屋)の一斉調査

固定資産税の適正・公平な課税を行うため、6月から航空写真をとくに家屋の一斉調査を行います。

市の職員(身分証明書・固定資産評価補助員証を携行)が伺いましたら、ご協力をお願いします。

固定資産課 ☎2998-9068

### 平成22年地価公示図書の閲覧

閲覧場所 市役所2階開発指導課、同1階市政情報センター、出張所、所沢図書館本館および分館  
 ◎国土交通省(https://tochi.mhl.go.jp/)でもご覧いただけます。

開発指導課 ☎2998-9379  
 第45回所沢市統計書(平成21年版)の頒布  
 頒布価格 1冊300円  
 頒布場所 市役所1階市政情報センター  
 情報統計課 ☎2998-9036

### 中富南部地区地区計画の都市計画変更および所沢グリーンヒル地区地区計画の都市計画決定に関する原案説明会および原案の縦覧

地区計画の原案について市民等の皆さんからのご意見を伺うため所沢市街づくり条例に基づき原案説明会および縦覧を実施します。

◆原案説明会  
 日 中富南部地区:6月20日(日)午前10時～  
 所沢グリーンヒル地区:6月20日(日)午後2時～

場 市役所8階大会議室  
 ◆縦覧  
 地区計画の原案についてご意見がある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

縦覧期間 6月21日(月)～7月5日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)  
 場 市役所2階都市計画課  
 申 7月5日(月)(必着)までに住所・氏名・利害関係を明記のうえ、〒359-8501都市計画課 ☎2998-9192へ直接・郵送

◎様式の指定はありません。詳細は、市HPでご覧いただけます。

## 事業仕分け傍聴者を募集

市で行っている事業の妥当性や有用性について外部の視点からご意見をいただく「事業仕分け」の実施に伴い傍聴者を募集します。

日 6月26日(土)、27日(日)午前10時～正午、午後1時～4時

場 市役所8階大会議室および3階全員協議会室

◎事業仕分けを行う事業等の内容については、市役所3階政策審議室および市HPでご覧いただけます。

#### 【留意事項】

- ▶傍聴者が多数の場合には、立ち見で閲覧いただく場合や入場を制限する場合があります。
- ▶車いす等で参加を希望する方は、6月18日(金)までにご連絡ください。
- ▶駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。



申 問 政策審議室 ☎2998-9027

### はかりの定期検査

商品の販売、薬の調剤、健康診断など取り引きや証明に使用する「はかり」「分銅」「おもり」は、計量法に基づき、2年に1回、市が行う定期検査を受検し、合格したものでなければ使用できません。



今年度は、東地区を対象に検査を実施します。検査対象事業所には、郵送でお知らせします。

検査日/場所 ▼富岡地区:6月3日(木)/富岡公民館▼柳瀬地区:6月4日(金)/柳瀬公民館▼新所沢・新所沢東地区:6月7日(月)/新所沢コミュニティセンター

▼別館▼並木地区:6月8日(火)/市民武道館▼松井地区:6月9日(水)/松井公民館  
 ◎時間はいずれも午前10時～正午、午後1時～3時です。  
 ◎機械式はかり(ばね式指示はかり)・台手動はかり・棒はかり等

#### 【留意事項】

計量士の代検査を受検した場合は、市の行う定期検査は免除となります。  
 ▼新規に事業等を始められた方は「はかり」「分銅」「おもり」

### とろろバスで「一日乗車券」を販売

6月1日(火)から、とろろバス全路線が一日乗り降り自由になる「一日乗車券」を販売します。

販売方法 乗車日当日に限り、とろろバス車内で乗務員(運転手)が販売します。なお、現金のみでの取り扱いです。

料金 ▼一般利用者:500円 ▼緑色の特別乗車証または所沢市の介護保険被保険者証をお持ちの方:200円(購入時に特別乗車証等を提示) ▼小学生:200円



問 交通安全課 ☎2998-9140